

# 保安機関認定更新申請方法について

## 1. 保安機関の業務について

一般消費者等について保安業務を行うとする者は、次の保安業務区分に従って、知事の認定を受けることができます。(法第29条)

保安業務区分の名称	保安業務の内容
1 供給開始時点検・調査	供給設備の点検及び消費設備の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみに行う業務
2 容器交換時等供給設備点検	供給開始時、並びに充てん容器の交換時若しくは6月以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時に行う供給設備の点検
3 定期供給設備点検	1年に1回以上、2年に1回以上、又は4年に1回以上行うこととされている事項に係る供給設備の点検
4 定期消費設備調査	供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時、及び1年に1回以上又は4年に1回以上行うこととされている事項に係る消費設備の調査並びに技術上の基準に適合しないとして所有者等に通知した場合の再調査
5 周知	消費者に対し、液化石油ガスによる災害の発生防止に関して必要な事項を周知する業務
6 緊急時対応	液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかにその措置を講ずる業務
7 緊急時連絡	液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかにその措置を講ずる業務であって、自ら出動することなく行うもの

### 【 特 記 】

1. 「供給開始時点検・調査」は、「容器交換時等供給設備点検」、「定期供給設備点検」、「定期消費設備調査」の3区分の保安業務のうち供給開始時に行うものすべてを行う業務である。この3区分のいずれかについて認定を受けた保安機関は、認定を受けた区分の保安業務のうち供給開始時に行う点検・調査を「供給開始時点検・調査」の認定を受けることなく行うことができます。
2. 「緊急時対応」の認定を受けた保安機関の事業所が行う「緊急時対応」に係る一般消費者等の数が、その保安機関が申請した一般消費者等の数より少ない場合は、当該事業所は、申請した数までは、新たに認定を受けることなく「緊急時連絡」の業務を行うことができます。

## 2. 認定保安機関更新申請の際に提出する書類等について

保安機関の認定の効力は5年でありますので、**認定の期間の満了する30日前まで**に申請書を、所轄の地方総合事務所又は産業保安室等（詳細は、届出先区分を参照。）へ提出して下さい。

なお、行政からの更新通知は2ヶ月前までにあります。（県北地方総合事務所所轄の更新通知は、認定満了日の3ヶ月前までにあります。又、当該**申請の受け付けは、認定満了日の60日前から**です。）

### 《申請書及び添付書類》

- ①保安機関認定更新申請書（液石法施行規則様式14）
- ②茨城県認定保安機関更新手数料（茨城県収入証紙）  
基本手数料14,000円＋（6,900円×保安業務区分の数）
- ③保安業務に係る事業所の名称及び所在地〔**事業所が1ヶ所のみ**の場合は不要〕
- ④保安業務計画書〔様式13（第30条関係）〕【**事業所ごとに作成**】
- ⑤損害賠償の支払いを証する書面〔（液化石油ガス賠償責任保険付保証明書（県協等へ申請し、交付を受ける））  
※「LPガス業者賠償責任保険加入依頼引受書の写し」でもよい
- ⑥法人の役員の構成員の構成に関する説明書〔**法人事業所のみ提出**〕
- ⑦保安業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要の説明書
- ⑧法人の申請においては、定款及び登記簿抄本（登記事項現在事項一部証明書）  
〔**法人事業所のみ提出**〕
- ⑨欠格事項に該当しないことの誓約書〔**個人事業所のみ提出**〕
- ⑩欠格事項に該当しないことの誓約書〔**法人事業所のみ提出**〕
- ⑪緊急時対応を行う事業所の位置及び一般消費者等の範囲を示した図面（緊急時対応を行う保安機関のみ）【**事業所ごとに作成**】
- ⑫従業員資格一覧表【**事業所ごとに作成**】
- ⑬資格者免状の写し【**事業所ごとに作成**】
- ⑭保安業務資格者算定表【**事業所ごとに作成**】
- ⑮保安業務機器算定式【**事業所ごとに作成**】









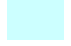



- (注) 1. 個人事業所は、上記の「⑥法人の役員の構成員の構成に関する説明書」、 「⑧法人の申請においては、定款及び登記簿抄本」及び「⑩（法人事業所用）欠格事項に該当しないことの誓約書」の提出は不要です。
2. 法人事業所は、上記の「⑨（個人事業所用）欠格事項に該当しないことの誓約書」の提出は不要です。

当該申請書は、正副2部作成し、提出して下さい。  
( ※ 必ず、ご本人が当該申請を行って下さい。 )

### 3. 「保安業務資格者算定表」と「保安業務用機器の算定表」の入力方法について

【当該算定表は、必要な項目に入力すると、自動計算します。】

#### 1) 「保安業務資格者算定表」の入力方法

- (a) 右上に  の付いた入力欄   にカーソルを合わせるとメッセージが表示されます。
- (b) 一般消費者数欄の  には、保安業務を行う一般消費者の戸数（ガス・メーター器の数）を入力して下さい。  
但し、この一般消費者数は、他の認定保安機関へ委託したものを除いて下さい。
- (c) 算定式欄【  】に月間営業日数（平均日数＝年間営業日数／12）及び《  》に年間営業日数を入力して下さい。
- (d) 調査員と充填作業員に、「②容器交換時等供給設備点検」の保安業務を行わせる場合にあっては、調査員・充填作業員数欄  に、この業務を行う調査員の数と充填作業員の数を加算した人数を入力して下さい。  
尚、当該算定数が**マイナスになった場合には、この算定数欄に0**を入力して下さい。
- (e) 充填作業員に、「③定期供給設備点検」の保安業務を行わせる場合にあっては、調査員・充填作業員数  にこの業務を行う充填作業員（当該保安業務は、調査員不可。）の数を入力して下さい。  
尚、当該算定数が、**マイナスになった場合には、この算定数欄に0**を入力して下さい。
- (f) 補助員が同行する場合は、算定式欄  の係数を下記の通に変更して下さい。  
「③定期供給設備点検」 ⇒ 30を**40**に変更して下さい。  
「④定期消費設備調査」 ⇒ 25を**33.3**に変更して下さい。  
「定期供給設備点検と定期消費設備調査」 ⇒ 20を**26.7**に変更して下さい。
- (g) 「⑦緊急時連絡」が2万戸を超える場合は、算定式欄の数式の分母を、下記の通り、変更し、一般消費者数欄の  にその数を入力して下さい。
- $$\frac{1}{0} \longrightarrow \frac{1}{1}$$
- (h) 「③定期供給設備点検」と「④定期消費設備調査」の保安業務を同時に認定更新する場合にあっては、認定区分下欄の『定期供給設備点検と定期消費設備調査』の一般消費者数を  に、年間営業日を算定式欄の《  》へ入力して下さい。

(i)『⑤周知』を、「②容器交換時等供給設備点検」、「③定期供給設備点検」、「④定期消費設備調査」のうち、1又は2以上の保安業務と同時に認定更新をする場合にあつては、認定区分下欄の『容器交換時、定期供給、定期消費の1又は2以上+周知』の一般消費者数  へ入力して下さい。

## 2) 「保安業務用機器の算定式」の入力方法

(a)右上に  の付いた入力欄   にカーソルを合わせるとメッセージが表示されます。

(b)保有数の算定式欄の  に保安業務を行う一般消費者の戸数（ガス・メーターの数）を入力して下さい。  
但し、この一般消費者数は、他の認定保安機関へ委託したものを除いて下さい。

(c)保有数の算定式欄の  に月間営業日数（平均日数＝年間営業日数／12）及び  に年間営業日数を入力して下さい。

(d)補助員が同行する場合は、保有数の算定式欄  の係数を下記の通り変更して下さい。

「③定期供給設備点検」を 30 ⇒ 40 に変更して下さい。

「④定期消費設備調査」を 25 ⇒ 33.3 に変更して下さい。

「定期供給設備点検と定期消費設備調査」の保有数の算定式欄の上部計算式の分母20を26.667に変更して下さい。

「定期供給設備点検と定期消費設備調査」の保有数の算定式欄の下部計算式の分母25を33.333に変更して下さい。

### 【 注 意 】

1. 「保安機器用機器」の「保有数」（右下）には、現に事業所で保有している各保安機器用機器台数を入力して下さい。

但し、この各保安機器用機器の保有台数は、下部の**算定数合計数以上の保有数が必要**となります。

2. 主たる圧力測定器が自記圧力計である場合にあつては、**自記圧力計1台と比較用マノメーター1台が必要**となります。

従いまして、**最低必要保有台数は2台**となります。

#### 4. 保安機関に係る申請・届出等の書類の提出先について

保安機関に係る申請・届出等の書類の提出先は、保安機関の保安業務に係る販売所（保安業務の委託を受ける販売所）の所在地によって決定されます。

名 称	所 在 地	電話番号	管轄区域
茨城県北県民センター 環境・保安課	(〒313-0013) 常陸太田市山下町 4119（常陸太田合同 庁舎内）	0294-80-3355	常陸太田市，常陸大宮市，大子町 (計3)
茨城県北県民センター 日立商工労働センター	(〒317-0073) 日立市幸町 1-21-2 (商工会議所館内)	029-21-6711	北茨城市，高萩市，日立市 (計3)
茨城県鹿行県民センター 環境・保安課	(〒311-1593) 鉾田市鉾田 1367-3 (鉾田合同庁舎内)	0291-33-6056	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市， 鉾田市 (計5)
茨城県南県民センター 環境・保安課	(〒300-0051) 土浦市真鍋 5-17-26 (土浦合同庁舎内)	029-822-7067	土浦市，石岡市，竜ヶ崎市，取手 市，牛久市，つくば市，守谷市， 稲敷市，かすみがうら市，つくば みらい市，美浦村，阿見町，河内 町，利根町 (計14)
茨城県西県民センター 環境・保安課	(〒308-8510) 筑西市二木成 615 (筑西合同庁舎内)	0296-24-9140	古河市，結城市，下妻市，常総市， 筑西市，坂東市，桜川市，八千代 町，五霞町，境町 (計10)
茨城県防災・危機管理部 消防安全課産業保安室	(〒310-8555) 水戸市笠原町 978-6 (県庁舎内)	029-301-3594	水戸市，笠間市，ひたちなか市， 那珂市，小美玉市，茨城町，大洗 町，城里町，東海村 (計9) または、保安業務に係る（委託を 受ける）販売所が2以上の県民セ ンターの管轄区域にまたがってい る場合

保安業務に係る（委託を受ける）販売所が2以上の都道府県にまたがっている場合は、経済産業大臣の認定を受けることになります。保安機関の事業所が1つの県内であっても、委託を受ける販売所が2県にまたがっていれば経済産業大臣（又は産業保安監督部長）に認定申請をすることになります。